協議資料②

特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク緊急時対策マニュアル

★年度当初、保護者会会長・主任支援員は連絡網および緊急連絡先を学校側に知らせる。

★通常の連絡網とは別に（確実に連絡を取ることのできる）緊急連絡網を作成する。

★連絡網に各小学校の緊急連絡先を入れておく。会長・主任支援員の連絡先も教えておくこと。

★学校より下校の方針が決まった時点で早急に各学童に連絡してもらう。 校区内不審者情報についても同様の連絡方法とする。

★基準は以下のとおりとするが、児童の安全を考慮し、これ以上の対策を講じるときは各学童クラブ会長判断により対応する。

☆小学校が集団下校になったとき（台風・災害時等）

〇学童が開所している時間に集団下校になった場合

学校からの連絡を受けたら、支援員から会長に連絡して緊急連絡網にて各保護者に集団下校になったことを連絡する。小学校に学童の対応を連絡する。

児童は通常通り保育し、退所方法については全員迎えとする。ただし、保育時間中に間に合わない保護者は、確実に学童に連絡を入れる。

〇学童が開所前の時間に集団下校になった場合

教育委員会から事務局に連絡が入ったら執行部に判断を仰ぎ、各学童主任支援員に連絡をする。主任支援員から会長に連絡をし、緊急連絡網にて各保護者に集団下校になったことを連絡する。

主任支援員は当日勤務予定の支援員に連絡を取り、早急に開所できるよう努力する。

小学校に学童の対応を連絡する。

児童は支援員が確実に学校から登所させ、通常通り保育し、退所方法については全員迎えとする。ただし、保育時間中に間に合わない保護者は、確実に学童に連絡を入れる。

☆保育時間中に校区内外で不審者情報がでたとき

〇関係機関からの連絡を受けたら事務局に連絡をし、執行部の判断を仰ぎ指示に従う。

☆保育時間中に不審者が侵入したとき

〇児童の安全を最優先として、落ち着いて避難経路の確保に努める。速やかに警察に通報、連絡する。小学校に学童の対応を連絡する。

☆学級・学年閉鎖になったとき（病名にかかわらず）

学級閉鎖になったクラス・学年閉鎖になった学年の児童は、体調の良し悪しにかかわらず休所させる。

協議資料②

☆児童が負傷または発症したとき

〇児童の状態を判断するにあたって

負傷または発症の状態をよく観察する。病院への搬送を必要としない場合には、支援員が速やかに処置し、保護者へ経過を説明する。状況に応じて支援員が必要と認めた場合には会長と小学校に内容を連絡する。

〇児童の状態が緊急であると判断したとき

消防署に連絡し、救急車の要請をする。その後早急に保護者へ連絡し、状態を説明し対応を決める。その後、会長に必ず連絡する。小学校に学童の対応を連絡する。保険会社への連絡を忘れない。

〇児童の状態が緊急でないと判断したとき

早急に保護者へ連絡し、状態を説明する。保護者へ任せるか、支援員が病院への搬送を行うかを決める。支援員に任せられたときにはかかりつけの病院を再確認する。

タクシーにて病院へ連れて行く。治療後、保護者へ経過を説明し、確実にお迎えに来てもらう。その後会長に必ず連絡する。小学校に学童の対応を連絡すること。保険会社への連絡を忘れない。

☆台風・災害時の対応

〇休所するとき

支援員の勤務は執行部判断により、事務局から主任支援員に連絡する。

支援員から会長に連絡して緊急連絡網にて各保護者に休所になったことを連絡する。

代替支援員、アルバイトは休所が決定した時点で、その日の勤務はないものとする。